

国際民間航空機関 (ICAO) は、機械可読渡航文書の発行と検証の基準と推奨慣行を確立、維持、促進する権限と責任を持つ国連専門機関。

目的達成のための方法

**原則 1**  
アイデンティティが真正である

目的A  
アイデンティティが存在するか確認

目的B  
アイデンティティが生存するものか確認

**原則 2**  
申請者がアイデンティティと紐付いている

目的C  
申請者が当該アイデンティティと紐付いているか確認

目的D  
当該アイデンティティは当局システムに唯一であり、かつ申請者が唯一の主張者かを確認

**原則 3**  
申請者が主張するアイデンティティを使用する

目的E  
申請者は社会生活で当該アイデンティティを使用しているかを確認

- 目的 A**
- ・ 1 ~ 2 の身分証明書 (可能であれば、身分証明書の元になる記録により確認、または身分証明書確認のため訓練を受けた職員による確認)
  - ・ 1 ~ 2 の身分証明書の元になるデータの検証 (例: 出生証明書、市民権登録の一部等)
- 目的 B**
- ・ 死亡登録の検証 (市民権登録の一部) (または)
  - ・ 目的Cを満たすためのプロセスと組み合わせた申請課程における面接。
- 目的 C**
- ・ 面接及び写真付き身分証明書に対する対面検証 (または)
  - ・ 信頼できる推薦者による保証 (または)
  - ・ 当局データベースまたは他関連データベースでの生体情報を用いた認証
- 目的 D**
- ・ 生体情報が一致するか当局の記録との照合 (または)
  - ・ 類似した氏名、住所、連絡先の詳細、または収集されたその他の個人情報等と一致するか当局の記録と照合
- 目的 E**
- ・ 以前のパスポートがある場合に記録と照合 (または)
  - ・ 少なくとも 2 つの裏付けとなる文書の確認 (選挙人証、銀行や公共料金関係文書) (または)
  - ・ 申請者が当該アイデンティティを社会生活において使用していることを示す信頼できる第三者からの証言または宣誓書 (または)
  - ・ 他項目での証明が不十分または申請過程に疑義があるため必要と認められる場合には申請者との面接